

議案第19号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月19日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 戸籍電子証明書提供用識別符号（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求及び発行を行う場合並びに同一事項を証明する戸籍の謄抄本又は戸籍の記録事項証明書と同時に請求を行う場合を除く。） 1件につき
400円

別表第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 除籍電子証明書提供用識別符号（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求及び発行を行う場合並びに同一事項を証明する除籍の謄抄本又は除籍の記録事項証明書と同時に請求を行う場合を除く。） 1件につき
700円

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。